

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中筒賀下線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡安芸太田町大字加計字猿彦九番二地先から 山県郡安芸太田町大字加計字猿彦九番二地先まで	新	一五・〇〇〇	一一三・〇	拡幅	
	旧	二六・〇〇〇			
山県郡安芸太田町大字加計字猿彦七番二地先から 山県郡安芸太田町大字加計字猿彦七番二地先まで	新	二四・〇〇〇	六一・〇	拡幅	
	旧	二・〇〇〇			
山県郡安芸太田町大字加計字猿彦六番一〇地先まで	新	一三・五〇〇	六一・〇	拡幅	
	旧	九・五〇〇			